

○大雪消防組合建設工事執行規則

〔平成2年4月1日〕
規則第1号

改正 平成26年4月8日条例第13号

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、大雪消防組合が行う建設工事の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

（建設工事の執行）

第2条 建設工事の執行については、美瑛町建設工事執行規則（昭和49年美瑛町規則第7号）の例による。

（委任）

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月8日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。